

# 公益財団法人京都技術科学センター定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人京都技術科学センター（英文名 The Kyoto Technoscience Center）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、科学技術の振興とそれを担う人づくりに関する事業を行い、もって技術立国日本の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究開発に関する助成、支援、資料収集及び調査研究
- (2) 科学技術に関する講座、セミナー、研究会及び研修
- (3) 科学技術に関する知的創造活動を担う人材の育成事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

3 第1項に定める公益目的事業の推進に資するため、不動産の賃貸事業を行う。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

（評議員の定数）

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ウ 当該評議員の使用人
  - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
  - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、報酬等を支給することができる。その総額は、各年度50万円を超えないものとする。

2 前項とは別に、評議員には、費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

## 第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名する。

## 第 6 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、2名以内を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行するとともに、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その業務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 役員に対して、報酬等を支給することができる。

- 2 前項とは別に、役員には、費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、理事長の諮問に応じて助言し、又は必要に応じて意見を具申する。
- 4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、定時理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第8章 委員会

(委員会)

第37条 この法人の事業を推進するために必要であるときは、理事会はその決議により、任

意の委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条(目的)、第4条(事業)及び第11条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、壽榮松 憲昭、副理事長は、宇山 親雄、及び常務理事は、松岡 正とする。

附則

この定款は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

別 表

基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
土 地	京都市左京区吉田河原町 14 番 1                      1,198.71 m <sup>2</sup>
土地共有権	京都市左京区吉田河原町 14 番 2 共有地積 4,848.85 m <sup>2</sup> の内、敷地権 10 万分の 37,000 京都市左京区吉田河原町 14 番 3 共有地積 101.16 m <sup>2</sup> の内、敷地権 10 万分の 37,000
建 物	京都市左京区吉田河原町 14 番 1                      547.06 m <sup>2</sup> 京都市左京区吉田河原町 14 番 2 本館延べ床面積(17,648.27 m <sup>2</sup> )の内、4,730.08 m <sup>2</sup> （内訳） 1 階(2,603.66 m <sup>2</sup> )の一部                      2,345.87 m <sup>2</sup> 地階(2,602.15 m <sup>2</sup> )の一部                                  2,384.21 m <sup>2</sup>



## 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都技術科学センター（以下「センター」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員 定款第10条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬等であつて、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6) 費用 職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときは、報酬として、1日につき1万円を支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員が特別な職務を行ったときは、報酬として、1日につき1万円（当該職務が5時間を超えるとき及び監事が監査を行ったときは、2万円）を支給する。
- 3 常勤役員の年俸は、1人につき、600万円を超えない範囲で、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 4 役員及び評議員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

### (非常勤役員及び評議員の報酬の支給方法)

第4条 前条第1項及び第2項に定める非常勤役員及び評議員の報酬は、その都度支給する。

- 2 前項に定める報酬は、法令に基づき控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 第1項に定める報酬は、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことにより支給する。ただし、本人が特に希望する場合には、通貨により支給することができる。

### (常勤役員の報酬の支給方法)

第5条 第3条第3項に定める常勤役員の報酬は、年俸の12分の1を毎月支給する。

- 2 月の途中で常勤役員に就任したときは、その月の翌月から報酬を支給する。
- 3 月の途中で常勤役員を退任（死亡した場合を含む。）したときは、その月まで報酬を支給する。

4 前各項に定めるもののほか、報酬の支給日その他の支給方法は、給与規則の適用を受ける職員の例による。

(費用)

第6条 役員及び評議員が出張するときは、費用弁償として、旅費規程に準じて旅費を支給する。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給する。

3 前項の通勤手当の支給額及び支給方法は、給与規則の適用を受ける職員の例による。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2020年6月11日から施行する。

2 この規程の施行前に非常勤役員又は評議員である者には、理事会又は評議員会に出席したときに支給される報酬及び退職慰労金に係る改正規定は適用せず、従前の規定を適用する。

3 この規程の施行前に常勤役員である者には、退職慰労金に係る改正規定は適用せず、従前の規定を適用する。